会 議 録

会議の名称	平成27年度第8回西東京市選挙管理委員会
開催日時	平成 27 年 10 月 6 日 (火) 午前 10 時 00 分から午前 10 時 12 分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 西東京市選挙管理委員会打合せ室
出席者	鈴木宏一委員長・平井勝委員長職務代理・添島幸雄委員・上原敏彦委員 澤谷繁幸事務局長・菱川勝也事務局長補佐
議題	議案第22号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について 議案第23号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について
会議資料の名称	上記「議題」と同じ
記錄方法	□全文記録 ☑発言者の発言内容ごとの要点記録 □会議内容の要点記録
会 議 内 容	

〇 委員長

本日は、お忙しいところ緊急に御参集いただきありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから平成 27 年度第8回西東京市選挙管理委員会を開催 いたします。

本日の議案は2件及びその他でございます。

初めに、議案第22号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議 案第 23 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といた します。この2件は、関連いたしますので、一括で事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

恐れ入ります。1ページをお開きください。

議案第 22 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を御説明いたし ます。

本案は、公職選挙法第30条の6(在外選挙人名簿の登録)第1項の規定に基づき、西東 京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。

西東京市選挙管理委員会委員長に対し在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間 に登録の資格を有することが確認された者で、2ページに記載の男性3人、女性1人の計4 人が、新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。詳細につきましては、後ほど資料を 御覧いただければと思います。

続けて、資料3ページ、議案第23号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第30条の11(在外選挙人名簿の登録の抹消)の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、4ページに記載の男性1人、女性1人の計2人が、登録抹消の要件に該当するに至ったことにより抹消となるものでございます。詳細につきましては後ほど 資料を御覧ください。

今回の登録及び抹消により、西東京市在外選挙人名簿に登載されている人数は、男性 115 人、女性 112 人、計 227 人となります。

以上で、議案第 22 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』及び議 案第 23 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせ ていただきます。

なお、公職選挙法の改正で、選挙権年齢が 18 歳に引き下げられたことに伴い、在外選挙人の申請も 18 歳からできることになりました。実際に登録されるのは法施行日後ですが、申請そのものは法公布後にできることになっており、18 歳の方はすでに申請はできることになっております。西東京市には今のところ 20 歳未満の方の申請はありませんが、申請があった場合は、適切な処理をしていくことになります。

〇 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

〇 各委員

ありません

〇 委員長

特にないようですので、議案第 22 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第 23 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

〇 事務局

初めに平成27年第3回西東京市議会定例会の報告をさせていただきます。

8月28日から9月30日まで、平成27年第3回西東京市議会定例会が開催されました。 選挙管理委員会に対しては、一般質問で2人の議員から2点、決算特別委員会で4人の議員から5点の質問がありました。陳情はありませんでした。

本会議での一般質問では、公職選挙法の改正により 18 歳から選挙権が得られることについて質問があり、若い世代から政治に参加できる機会が増えたことで大きな意義がある旨答弁しました。また、小中学校、高校、大学にポスターコンクールや選挙機材貸出し、出前授業などの説明に出向き啓発活動を行っていること、システム改修なども遺漏無いよう準備することを答弁いたしました。市立中学校9校には生徒会選挙等で投票箱の貸出しを行い、選挙啓発のポスターコンクールについても 101 点の応募がありました。

もう一つ選挙後にも選挙公報をホームページ上に掲載することについて質問があり、こちらは先の平成27年度第3回西東京市選挙管理委員会で決定しておりますので、次回の市長

選挙から掲載する予定と答弁いたしました。

決算特別委員会では、市議会議員選挙、衆議院議員選挙の予算の残額について質問があり、 市議会議員選挙については選挙運動費用の公費負担の請求実績が少なかったこと、また職員 手当について、実績が下回った旨答弁しました。

また、18歳選挙権についての課題や検討事項について質問があり、一般質問と同様に答弁しています。

さらに、昨年の市議会議員選挙を衆議院議員選挙と同日にしなかった理由を質問されました。こちらは公職選挙法上、任期の前 30 日以内に選挙の執行が定められており、1月 20 日任期の市議会議員の選挙を 12 月 21 日よりも前にはできなかった旨答弁いたしました。

また、先日の選挙管理委員会委員の就退任について、地方自治法 182 条における政治及び 選挙に関し公正な識見を有するものの考え方について質問がありました。こちらについては、 選挙管理委員は、地方自治法に基づき、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有 する方が、補充員を含めて市議会において選挙され、就退任については、同じく地方自治法 に基づいて手続を進め、補充員の補充順序1番から繰り上がった旨、また就退任の際に、法 の趣旨を理解していただき、政治及び選挙に関し公正な委員活動をしていただけるよう説明 している旨を答弁いたしました。

今後の日程についてです。

10月29日に宮崎県で全国市区選挙管理委員会連合会の理事会がございます。こちらは委員長のみ出席となりますので、日程の確保等よろしくお願いいたします。

来年のことになりますが、2月 16 日に東京都市選挙管理委員会連合会の委員長・委員研修会が、立川グランドホテルで開催されます。

お配りした今後の主な日程により御確認いただき、日程の確保をよろしくお願いいたします。

報告は以上です。

次回の開催はいかがしましょうか。

〇 委員長、各委員

11月5日の午前10時からとします。

〇 事務局

かしこまりました。

事務局からの連絡は以上です。

〇 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。他になければ、本日の平成 27 年度第8回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午前10時12分終了

以上